

## 除害施設（グリース阻集器）の設置に係る確約書

令和 年 月 日

東浦町下水道事業  
東 浦 町 長

(申請者) 住 所

氏 名

(設置場所) 東浦町大字

設置するグリース阻集器の維持管理については、下記事項を順守します。

### 記

- 1 バスケットの清掃と、浮遊する油脂分の清掃は、毎日行います。
- 2 ごみ、油脂の清掃は、1週間に1回行います。
- 3 トラップ内部の清掃は、2～3ヶ月に1回行います。
- 4 清掃した油脂分などは、廃棄物として正しく処理します。
- 5 使用者の地位を第三者に譲渡等したときは、以上の維持管理が求められることを説明します。

(指定工事店)

商号及び  
名 称

※確認番号